

# 茨城県立医療大学学位規程

平成10年11月18日  
医療大訓 52号

改正 平成27年3月18日

## (趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号。以下「学則」という。）第45条の規定に基づき、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

## (学位の授与)

第2条 学位の授与は、学則第44条の規定に基づき卒業を認定した者に対し、学位記（別記様式）により行うものとする。

## (専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部名	学科名	専攻分野の名称
保健医療学部	看護学科	看護学
	理学療法学科	理学療法学
	作業療法学科	作業療法学
	放射線技術科学科	放射線技術科学

## (学位名称の使用)

第4条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

## (学位の取消し)

第5条 学長は、学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、教授会の意見を聴いて学位を取消し、かつ、その旨を公表する。  
2 前項の議決をする場合には、構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の多数をもって決する。

## (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 付 則

この規程は、平成10年11月18日から施行する。

## 付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式（第2条関係）  
（表面）

第 号

卒 業 証 書  
学 位 記

（本 籍） 都道府県名  
（氏 名） 氏 名  
年 月 日生

本学保健医療学部  
の学位を授与する。

学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（ ）

平成 年 月 日

茨城県立医療大学長

印

(裏面)

IBARAKI PREFECTURAL UNIVERSITY  
OF  
HEALTH SCIENCES

This is to certify that Ibaraki Prefectural University of Health Sciences, on the recommendation of the School of Health Sciences, has conferred upon

(氏 名)

(Date of birth : 生年月日)

the degree of

Bachelor of Science  
In  
Nursing  
Physical Therapy  
Occupational Therapy  
Radiological Sciences

having in accordance with the Statutes of the University kept the required residence and gained all necessary examination passes and credits, and is awarded this diploma as evidence thereof.

(学長署名) ,

President,

Ibaraki Prefectural University  
of Health Sciences

Date : (卒業年月日)

*Certificate No.* ○○○○○○